○農林水産省告示第二千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町川向字向山一八の八・二〇の一五（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県さぬき市寒川町神前字北野間二七八九の六・二七九〇の二・二七九一の八（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県さぬき市寒川町神前字北野間二七八九の六・二七九〇の二・二七九一の八（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第二千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県丸亀市本島町泊字乙松ケ浦八四一の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び丸亀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県丸亀市本島町泊字乙松ケ浦八四一の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び丸亀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県東かがわ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　魚つき

三　解除の理由　道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡松田町寄字八十二番五七九三の二、五七九三の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県秦野市三廻部字下向山二六一の二・二六五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七三の二、字向山二七六・二九三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び秦野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県南足柄市矢倉沢字和田山二七二九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び南足柄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県小田原市曽我別所字御領山一〇二七（次の図に示す部分に限る。）、一〇二〇の一〇、一〇二〇の一一、一〇二三の一五から一〇二三の一九まで、一〇二三の二一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び小田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県雄勝郡東成瀬村岩井川字土倉四〇の二一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字尾神字水上谷二四の一一・二四の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字福島字瀬戸平五九の七（国有林。次の図に示す部分に限る。）・五九の二二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字大洞二五六の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅